

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（223）
2. 日 時：令和2年10月30日（金）10時00分～11時15分
3. 場 所：
 - （1）原子力規制庁10階南会議室
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部
新基準適合性審査チーム
加藤安全審査官、島村安全審査官
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他7名
5. 議事要旨
 - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、JRR-3 原子炉施設新規規制基準適合に係る原子炉保安規定変更認可申請について、資料1に基づき説明があった。
 - （2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回のヒアリングにて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 原子炉の停止機能及び冷却機能を同時に喪失した場合において、約1日程度未臨界状態が維持できるとしていること、重水タンクの重水が抜けると臨界状態に戻ることはないとしていること及び設計基準事故想定程度の燃料破損が起こった場合のカナル下室の雰囲気線量については、原子炉建屋1階における線量に比べて十分に低い値となることについては、その根拠に関する説明が部分的にしかないことから、根拠が不足する点も含めて説明すること。
 - 原子炉の停止機能及び冷却機能を喪失した場合の対策（カナル下室に設置されている重水ダンプ弁の手動開操作）については、その対策の移行に係る判断基準に関する説明がないことから、原子炉建屋に入るための情報（雰囲気線量や希ガス濃度など）をどのような手段で把握するのか、把握した情報を基とした対策実施の判断基準及び対策を実施する際の想定被ばく線量について説明すること。

(3) 原子力機構から、JRR-3原子炉施設の新規制基準適合確認に係る設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）が漏れなく申請されていることの確認について、資料2から資料5に基づき以下の説明があった。

- 安全保護系検出器の溢水影響評価が漏れていることが判明した。また、安全保護系検出器の安全機能に係る内部火災影響評価については、内部火災影響評価の再整理の結果、設工認に含めることとした。

(4) 原子力規制庁は、上記の安全保護系検出器の溢水影響評価及び内部火災影響評価について、説明内容がまとまり次第、速やかに評価内容を説明するよう求めた。

6. 配付資料

・原子力機構からの配付資料

- 資料1 【保安規定】停止機能及び冷却機能を喪失した場合の対策について
- 資料2 設工認申請漏れがないことの確認作業について
- 資料3 JRR-3 設工認要否判定表
- 資料4 JRR-3 設工認要否判定表 注記一覧
- 資料5 JRR-3 原子炉施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）